

国内居住要件の例外に該当することを確認する添付書類

[別表5]

例外該当事由	添付書類 (いずれか一つを提出)
(a) 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
(b) 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
(c) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
(d) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、上記外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
(e) その他渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断（共済組合に連絡してください。）

※日本国内に住所がなく、住民票の写しが提出できない場合であって、国内居住要件の例外に該当するときは、この添付書類を提出するとともに申告書にその旨を記載する。

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。